

地域森林計画書

(令和5年12月変更)

東予地域森林計画	自 令和 2年 4月 1日
	至 令和12年 3月31日
今治松山地域森林計画	自 令和 3年 4月 1日
	至 令和13年 3月31日
南予地域森林計画	自 令和 4年 4月 1日
	至 令和14年 3月31日
肱川流域地域森林計画	自 令和 5年 4月 1日
	至 令和15年 3月31日

愛 媛 県

この計画は、令和5年10月に変更された全国森林計画に即し、森林法（昭和26年法律第249号）の規定に基づき、令和5年12月27日に変更したものである。

また、当該計画の変更は、令和6年4月1日から効力を生ずるものとする。

目次（共通事項）

I 計画の大綱

省略

II 計画事項

第1	計画の対象とする森林の区域	1
第2	森林の整備及び保全に関する基本的な事項	
1	森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	1
2	その他必要な事項	1
第3	森林の整備に関する事項	
1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	1
2	造林に関する事項	1
3	間伐及び保育に関する事項	1
4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	1
5	林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	2
6	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項	2
第4	森林の保全に関する事項	
1	森林の土地の保全に関する事項	2
2	保安施設に関する事項	2
3	鳥獣害の防止に関する事項	2
4	森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	2
第5	保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	3
第6	計画量等	
1	間伐立木材積その他の伐採立木材積	3
2	間伐面積	3
3	人工造林及び天然更新別の造林面積	3
4	林道の開設及び拡張に関する計画	3
5	保安林の整備及び治山事業に関する計画	3
6	要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期	3
第7	その他必要な事項	
1	保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	3
2	その他必要な事項	3

森林計画図の閲覧場所

愛媛県農林水産部森林局林業政策課

愛媛県東予地方局農林水産振興部森林林業課

（四国中央駐在（四国中央森林林業振興班）および今治駐在（今治森林林業振興班）を含む）

愛媛県中予地方局農林水産振興部森林林業課

愛媛県中予地方局農林水産振興部久万高原森林林業課

愛媛県南予地方局農林水産振興部森林林業課（愛南駐在（愛南森林林業振興班）を含む）

愛媛県南予地方局八幡浜支局森林林業課

愛媛県南予地方局八幡浜支局肱川流域林業振興課

Ⅱ 計 画 事 項

(各森林計画区の共通事項)

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

(各森林計画区の個別事項に記載する。)

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(略)

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)

(1) 立木の伐採(主伐)の標準的な方法に関する指針

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行い、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。

また、立木の伐採・搬出に当たっては、それに伴う土砂の流出等を未然に防止し、林地保全を図るとともに、生物多様性の保全にも配慮しつつ伐採・搬出後の林地の更新を妨げないように「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)を考慮し伐採の方法を決定することとする。

加えて、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を積極的に進めていく中、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新方法を計画し、その方法を勘案して伐採を行うとともに、地拵えや植栽等の造林作業、天然稚樹の生育の支障とならないよう枝条類を整理する。特に、伐採後の更新が天然更新により行われる場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等、周辺の伐採跡地の天然更新の状況等に配慮することとする。

さらに林地の保全や落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、溪流周辺や尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、人工林・天然林を問わず所要の保護樹帯を設置することとする。

ア 皆伐は主伐のうち択伐以外のものとする。

皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することがないように特に留意しつつ、適切な伐採区域の形状、一か所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図る。

イ 択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、材積に係る伐採率を30%以下(伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下)にするものとする。

なお、立木の伐採(主伐)の標準的な方法は、立木の伐採(主伐)を行なう際の規範として市町村森林整備計画において定められる。

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

(略)

(3) その他必要な事項

(略)

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うものとする。

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

適地適木を旨とし、広葉樹や郷土樹種を含む幅広い樹種の人工造林を促すことを基本として、自然条件、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案し選択するものとする。

人工造林をすべき樹種は、スギ、ヒノキ、クヌギ、マツ類等を主体とすることとし、造林用苗木は、優良な母樹から採取した種子又は挿し穂から養成したものとする。

また、苗木の選定にあたっては、通年植栽が可能なコンテナ苗木、成長に係る特性の特に優れた特定母樹や花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。）の植栽、広葉樹の導入に努めるものとする。

なお、人工造林の対象樹種は、人工造林を行う際の樹種の選択の規範として市町村森林整備計画において定められる。

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

(略)

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

(略)

3 間伐及び保育に関する事項

(略)

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(略)

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(略)

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

(略)

(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針

(略)

(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

ア 林業事業者の経営基盤強化

(略)

イ 林業就業者の確保・育成

林業労働力確保支援センターや森林整備担い手対策基金の活用を通じて、就労環境や雇用条件の改善を図るとともに、新規就業者への支援体制を整備することなどにより、地域の実態に応じた林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着、外国人材の適正な受入れ等に取り組み、林業就業者の確保・育成を図ることとする。

また、林業従事者の通年雇用化、社会保険への加入促進、技能等の客観的な評価の促進等により、他産業並みの所得水準の確保に向けて取り組むとともに、労働安全対策を強化し労働環境の改善を図る。

ウ 林業後継者の育成
(略)

(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針
(略)

(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

木材の安定的な需要を確保するため、木材加工業者等による連携、規模拡大による効率的な生産や品質管理を徹底し、低コストで品質・性能の確かな製品の安定供給体制を整備することとする。

また、需要に応じた原木を適確かつ迅速に安定供給するため、供給サイドと需要サイドの情報共有することにより、多様化する流通形態に対応できる体制を整備することとする。

さらに、国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進める。

(6) その他必要な事項
(略)

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区
(略)

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法
(略)

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

林地の保全に支障を及ぼさないことを旨とし、次のことに十分留意する。

ア 土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立って森林の適正な保全と利用との調整を図ることとし、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等安全でうるおいのある居住環境の保全・形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は極力避けることとする。

イ 土石の切取、盛土その他の土地の形質の変更を行う場合には、気象、地形、地質等の自然条件、地域における土地利用及び森林の現況、土地の形質変更の目的、内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うこととする。

ウ 土砂の流出、崩壊、水害等の災害の発生をもたらす、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を及ぼすことのないよう、その態様等に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設、貯水池等の設置及び環境の保全等のための森林の適正な配置等適切な措置を講ずるものとする。

エ 太陽光発電施設を設置する場合には、小規模な林地開発でも土砂流出の発生割合が高いこ

と、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観へ及ぼす影響が大きいこと等の特殊性を踏まえ、許可が必要とされる面積規模の引き下げや適切な防災施設の設置、森林の適正な配置など改正された開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得るための取組の実施等に配慮する。

オ 盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づき、知事及び中核市の市長が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用する。

- (4) その他必要な事項
該当なし

第 5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

第 6 計画量等

- 1 間伐立木材積その他の伐採立木材積
(各森林計画区の個別事項に記載する。)
- 2 間伐面積
(各森林計画区の個別事項に記載する。)
- 3 人工造林及び天然更新別の造林面積
(各森林計画区の個別事項に記載する。)
- 4 林道の開設及び拡張に関する計画
(各森林計画区の個別事項に記載する。)
- 5 保安林の整備及び治山事業に関する計画
(各森林計画区の個別事項に記載する。)
- 6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期
(略)

第 7 その他必要な事項 (略)

Ⅱ 計 画 事 項

(各森林計画区の個別事項)

東予地域森林計画書

(令和5年12月変更)

(東予森林計画区)

計画期間 自 令和 2年4月 1日
至 令和12年3月31日

第1 計画の対象とする森林の区域

計画の対象とする森林の面積は次表のとおりである。また、その区域については、森林計画図において表示する区域内の民有林とする。森林計画図の閲覧できる場所は目次の最後に記載している。

この計画の対象森林は、森林法第10条の2第1項の「開発行為の許可」、同法第10条の7の2第1項の「森林の土地の所有者となった旨の届出」、及び同法第10条の8第1項の「伐採及び伐採後の造林の届出」の対象となる。(ただし、「開発行為の許可」については保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。「伐採及び伐採後の造林の届出」については保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。)

単位 面積：ha

区 分		面 積	備 考
総 数		74,583	
市 町 別 内 訳	四 国 中 央 市	30,151	
	新 居 浜 市	16,537	
	西 条 市	27,895	

注 原数を四捨五入したものを計上している。

第6 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

別表2のとおりとする。

2 間伐面積

別表3のとおりとする。

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

別表4のとおりとする。

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

別表6のとおりとする。

(3) 実施すべき治山事業の数量

別表7のとおりとする。

別表2 間伐立木材積その他の伐採立木材積
本計画の計画期間（令和2年度～令和11年度）の伐採立木材積は、次のとおりである。

単位 材積：1,000m³

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
総 数	2,780	2,434	346	1,210	864	346	1,570	1,570	—
うち 前半5年分	1,350	1,210	140	490	350	140	860	860	—

注 原数を四捨五入したものを計上。従って集計値が一致しないものもある。

別表3 間伐面積

単位 面積：h a

区 分	間 伐 面 積
総 数	13,522
うち前半5年分	7,407

注 間伐面積は間伐材積を、116.1m³/ha[※]で換算した値である。
※スギ、ヒノキの4～12齢級における面積当たり蓄積の3割

別表4 人工造林及び天然更新別の造林面積

本計画の計画期間の造林面積は、伐採量（主伐）の動向、過去の造林実績等を勘案して次のとおりである。

単位 面積：h a

区 分	人 工 造 林	天 然 更 新
総 数	3,400	1,200
うち前半5年分	1,400	500

注 原数を四捨五入したものを計上。従って集計値が一致しないものもある。

別表6 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

6-1 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面積		備考
		うち 前半5年分	
総 数	34,405	34,224	
水源涵養のための保安林	13,646	13,725	
災害防備のための保安林	20,624	20,599	
保健・風致の保存等のための保安林	651	666	

- 注1 総数は、計画期末の保安林の実面積である。
 2 水源涵養のための保安林とは、森林法第25条第1項第1号の保安林の面積である。
 3 災害防備のための保安林とは、森林法第25条第1項第2号から第7号までの保安林の延面積である。
 4 保健・風致の保存等のための保安林とは、森林法第25条第1項第8号から第11号までの保安林の延面積である。

6-2 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積：ha

指定／ 解除	種類	森林の所在		面積		指定又は解除を 必要とする理由	備考
		市別内訳	林班		うち 前半5年分		
指 定	水源涵養	四国中央市	001～083	35	20	水源かん養	
			101～365	35	20	水源かん養	
			401～519	35	20	水源かん養	
			601～701	35	20	水源かん養	
			小 計	140	80		
		新居浜市	301～450	35	20	水源かん養	
			001～227	35	20	水源かん養	
			小 計	70	40		
		西条市	001～260	35	20	水源かん養	
			301～355	35	20	水源かん養	
			401～488	35	20	水源かん養	
			501～680	35	20	水源かん養	
		小 計	140	80			
		合 計		350	200		
	災 害 防 備	四国中央市	001～083	51	51	土砂流出防備	
			101～365	51	51	土砂流出防備	
			401～519	51	51	土砂流出防備	
			601～701	51	51	土砂流出防備	
			小 計	204	204		
		新居浜市	301～450	51	51	土砂流出防備	
001～227			51	51	土砂流出防備		
小 計			102	102			
西条市		001～260	51	51	土砂流出防備		
		301～355	51	51	土砂流出防備		
		401～488	51	51	土砂流出防備		
		501～680	51	51	土砂流出防備		
小 計		204	204				
合 計			510	510			

単位 面積：ha

指定／ 解除	種類	森林の所在		面積		指定又は解除を 必要とする理由	備考
		市別内訳	林班		うち 前半5年分		
指 定	保健・ 風致の 保存等	四国中央市	001～701	3	4	公衆の保健	
			小計	3	4		
		新居浜市	001～450	3	4	公衆の保健	
			小計	3	4		
		西条市	001～680	3	4	公衆の保健	
			小計	3	4		
		合計		9	12	公衆の保健	
指定総合計		869	722				
解 除	災害 防備等	四国中央市	001～701	14	6	指定理由の消滅	
			小計	14	6		
		新居浜市	001～450	14	5	指定理由の消滅	
			小計	14	5		
		西条市	001～680	14	6	指定理由の消滅	
			小計	14	6		
		合計		42	17		
解除総合計		42	17				

6-3 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

単位 面積：ha

種 類	指定施業要件の整備区分				
	伐採の方法 の変更面積	皆伐面積の 変更面積	択伐率の 変更面積	間伐率の 変更面積	植栽の変更面積
水源涵養	—	—	5,840	5,840	5,840
災害防備	—	—	15,238	15,238	15,238
保健・風致の保存等	—	—	420	420	420

別表7 治山事業の数量

森林の所在		治山事業施行地区数		主 な 工 種	単位	地区
市	旧名称		前半5カ年の 計画地区数		備 考	
四国中央市	川之江市		36	4	溪間工・山腹工・森林整備	
	伊予三島市	5		溪間工・山腹工・森林整備		
	新宮村	8		溪間工・山腹工・森林整備		
	土居町	5		溪間工・山腹工・森林整備		
小 計			22			
新居浜市	別子山村	25	2	溪間工・山腹工・森林整備		
	新居浜市		9	溪間工・山腹工・森林整備		
小 計			11			
西条市	西条市	70	13	溪間工・山腹工・森林整備		
	東予市		7	溪間工・山腹工・森林整備		
	小松町		4	溪間工・山腹工・森林整備		
	丹原町		11	溪間工・山腹工・森林整備		
小 計			35			
合 計		131	68			

別表8 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期
該当なし

今治松山地域森林計画書

(令和5年12月変更)

(今治松山森林計画区)

計画期間 自 令和 3年4月 1日
至 令和13年3月31日

第1 計画の対象とする森林の区域

計画の対象とする森林の面積は次表のとおりである。また、その区域については、森林計画図において表示する区域内の民有林とする。森林計画図の閲覧できる場所は目次の最後に記載している。

この計画の対象森林は、森林法第10条の2第1項の「開発行為の許可」、同法第10条の7の2第1項の「森林の土地の所有者となった旨の届出」、及び同法第10条の8第1項の「伐採及び伐採後の造林の届出」の対象となる。(ただし、「開発行為の許可」については保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。「伐採及び伐採後の造林の届出」については保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。)

単位 面積：ha

区 分		面 積	備 考
総 数		74,289	
市 町 別 内 訳	今 治 市	21,178	
	上 島 町	1,446	
	松 山 市	18,675	
	伊 予 市	11,316	
	東 温 市	14,706	
	松 前 町	—	
	砥 部 町	6,967	

注 原数を四捨五入したものを計上している。

第6 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

別表2のとおりとする。

2 間伐面積

別表3のとおりとする。

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

別表4のとおりとする。

4 林道の開設及び拡張に関する計画

別表5のとおりとする。

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

別表6のとおりとする。

(3) 実施すべき治山事業の数量

別表7のとおりとする。

別表2 間伐立木材積その他の伐採立木材積
本計画の計画期間（令和3年度～令和12年度）の伐採立木材積は、次のとおりである。

単位 材積：1,000m³

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
総 数	2,220	1,973	247	610	363	247	1,610	1,610	—
うち 前半5年分	1,160	1,055	105	260	155	105	900	900	—

注 原数を四捨五入したものを計上。従って集計値が一致しないものもある。

別表3 間伐面積

単位 面積：h a

区 分	間 伐 面 積
総 数	13,866
うち前半5年分	7,751

注 間伐面積は間伐材積を、116.1m³/ha[※]で換算した値である。
※スギ、ヒノキの4～12齢級における面積当たり蓄積の3割

別表4 人工造林及び天然更新別の造林面積

本計画の計画期間の造林面積は、伐採量（主伐）の動向、過去の造林実績等を勘案して次のとおりである。

単位 面積：h a

区 分	人 工 造 林	天 然 更 新
総 数	2,700	1,300
うち前半5年分	1,200	500

注 原数を四捨五入したものを計上。従って集計値が一致しないものもある。

別表5 林道の開設及び拡張に関する計画

本計画の計画期間（令和3年度～令和12年度）の開設延長、改良箇所等は次のとおりである。

ア 計画区開設延長等

単位 延長：k m

区 分	開 設	拡 張	
		舗 装	改 良 (箇所数)
総 数	25.5	13.2	54

イ 市別開設延長・改良箇所数等

単位 延長：k m

区 分	開 設	拡 張		
		舗 装	改 良 (箇所数)	
市別内訳	今 治 市	12.8	8.0	22
	上 島 町	-	-	2
	松 山 市	5.5	2.8	2
	伊 予 市	3.8	2.4	-
	東 温 市	-	-	18
	松 前 町	-	-	-
	砥 部 町	3.4	-	10
総 数	25.5	13.2	54	

ウ 路線別開設延長・改良箇所数等

単位 延長:m, 面積:ha

開設/拡張	種類	区分	位置	路線名	延長 及 箇所数	利用区域 面積	うち 前半5年分	備考
開設 (新設)	自動車道	林道	今治市	千疋	1,500	221		
〃	〃	〃	〃	妙見前	700	25		
〃	〃	〃	〃	葛谷	600	9		
〃	〃	〃	〃	古谷	1,300	87		
〃	〃	〃	〃	松原谷	1,000	216		
〃	〃	〃	〃	原田大嶽	700	92		
〃	〃	〃	〃	木地峠線	7,000	253	○	
			小計	7 路線	12,800			
開設 今治支局森林林業課管内 計				7 路線	12,800			
開設 (新設)	自動車道	林道	松山市	水ヶ峠	80	167	○	
〃	〃	〃	〃	引地山	575	117	○	
〃	〃	〃	〃	梅木	854	58	○	
〃	〃	〃	〃	松山南谷	425	67	○	
〃	〃	〃	〃	北谷	500	47	○	
〃	〃	〃	〃	ヨコウ支	900	30	○	
〃	〃	〃	〃	山の神支	2,200	90	○	
			小計	7 路線	5,534			
開設 (新設)	自動車道	林道	伊予市	万年鶴崎	3,790	276	○	
			小計	1 路線	3,790			
開設 (新設)	自動車道	林道	砥部町	万年鶴崎	3,366	238	○	
			小計	1 路線	3,366			

単位 延長:m, 面積:ha

開設/ 拡張	種 類	区 分	位 置	路線名	延 長 及 箇所数	利用区域 面積	う ち 前 半 5 年 分	備 考
開設 中予地方局森林林業課管内 計				9 路線	12,690			
開設 計画区 計				16 路線	25,490			
拡張	舗装	林道	今治市	五葉本谷	1,000			
〃	〃	〃	〃	松原谷	1,000		○	
〃	〃	〃	〃	五葉谷	300		○	
〃	〃	〃	〃	窓の峠	1,200			
〃	〃	〃	〃	千疋	1,000			
〃	〃	〃	〃	木地峠	3,500		○	新規
			小計	6 路線	8,000			
拡張(舗装) 今治支局森林林業課管内 計				6 路線	8,000			
拡張	舗装	林道	松山市	北谷	2,794		○	
			小計	1 路線	2,794			
拡張	舗装	林道	伊予市	陳ヶ森	2,400		○	
			小計	1 路線	2,400			
拡張(舗装) 中予地方局森林林業課管内 計				2 路線	5,194			
拡張(舗装) 計画区 計				8 路線	13,194			
拡張	改良	林道	今治市	五葉本谷	3		○	
〃	〃	〃	〃	木地川	3			

単位 延長:m, 面積:ha

開設/ 拡張	種 類	区分	位 置	路線名	延 長 及 箇所数	利用区域 面積	う ち 前 半 5 年 分	備 考
〃	〃	〃	〃	鋪巻谷	4			
拡張	改良	林道	今治市	松原谷	3			
〃	〃	〃	〃	ヨコグラ	1		○	
〃	〃	〃	〃	カケ谷	2			
〃	〃	〃	〃	柱ヶ谷	3			
〃	〃	〃	〃	志津見支	3			
			小計	8 路線	22			
拡張	改良	林道	上島町	三石	2		○	
			小計	1 路線	2			
拡張 (改良) 今治支局森林林業課管内 計				9 路線	24			
拡張	改良	林道	松山市	大栗谷	2		○	
			小計	1 路線	2			
拡張	改良	林道	東温市	上林河之内	8		○	
〃	〃	〃	〃	梅ヶ谷永子	10		○	
			小計	2 路線	18			
拡張	改良	林道	砥部町	障子山	10		○	
			小計	1 路線	10			
拡張 (改良) 中予地方局森林林業課管内 計				4 路線	30			
拡張 (改良) 計画区 計				13 路線	54			

別表6 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

6-1 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面積		備考
		うち 前半5年分	
総数	25,537	24,792	
水源涵養のための保安林	4,310	4,157	
災害防備のための保安林	21,555	20,421	
保健・風致の保存等のための保安林	1,511	1,439	

- 注1 総数は、計画期末の保安林の実面積である。
 2 水源涵養のための保安林とは、森林法第25条第1項第1号の保安林の面積である。
 3 災害防備のための保安林とは、森林法第25条第1項第2号から第7号までの保安林の延面積である。
 4 保健・風致の保存等のための保安林とは、森林法第25条第1項第8号から第11号までの保安林の延面積である。

6-2 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積：ha

指定／解除	種類	森林の所在		面積		指定又は解除を必要とする理由	備考	
		市町	林班		うち 前半5年分			
指定	水源涵養	松山市	001～299	40	20	水源かん養		
			401～532	40	20	水源かん養		
			601～637	40	20	水源かん養		
			小計	120	60			
		伊予市	001～051	40	20	水源かん養		
			101～224	40	20	水源かん養		
			301～384	40	20	水源かん養		
			小計	120	60			
		東温市	001～131	50	25	水源かん養		
			201～373	50	25	水源かん養		
			小計	100	50			
		砥部町	001～065	30	15	水源かん養		
			101～155	30	15	水源かん養		
			小計	60	30			
		合計			400	200		
	指定	災害防備	今治市	001～037	70	35	土砂流出防備	
				101～140	70	35	土砂流出防備	
				201～360	70	35	土砂流出防備	
				401～424	70	35	土砂流出防備	
				501～521	70	35	土砂流出防備	
				601～639	70	35	土砂流出防備	
				651～953	70	35	土砂流出防備	
			小計	490	245			
			上島町	001～166	60	30	土砂流出防備	
				小計	60	30		
			松山市	001～299	100	50	土砂流出防備	
				401～532	100	50	土砂流出防備	
601～637				100	50	土砂流出防備		
小計				300	150			
伊予市			001～051	90	45	土砂流出防備		
		101～224	90	45	土砂流出防備			
		301～384	90	45	土砂流出防備			
		小計	270	135				
東温市		001～131	100	50	土砂流出防備			
		201～373	100	50	土砂流出防備			
		小計	200	100				
砥部町	001～065	60	30	土砂流出防備				
	101～155	60	30	土砂流出防備				
	小計	120	60					
合計			1,440	720				

単位 面積：ha

指定／ 解除	種類	森林の所在		面積		指定又は解除を 必要とする理由	備 考
		市町	林班		うち 前半5年分		
指 定	保健・ 風致の 保存等	今治市	001～953	20	10	公衆の保健	
			小 計	20	10		
		上島町	001～166	20	10	公衆の保健	
			小 計	20	10		
		松山市	001～637	20	10	公衆の保健	
			小 計	20	10		
		伊予市	001～384	20	10	公衆の保健	
			小 計	20	10		
		東温市	001～373	20	10	公衆の保健	
			小 計	20	10		
砥部町	001～155	20	10	公衆の保健			
	小 計	20	10				
合 計			120	60			
指定総合計			1,960	980			
解 除	災害防 備等	今治市	001～953	5	2	公益上の理由	
			小 計	5	2		
		上島町	001～166	5	2	指定理由の消滅	
			小 計	5	2		
		松山市	001～637	5	2	公益上の理由	
			小 計	5	2		
		伊予市	001～384	5	3	指定理由の消滅	
			小 計	5	3		
		東温市	001～373	5	3	指定理由の消滅	
			小 計	5	3		
砥部町	001～155	5	3	指定理由の消滅			
	小 計	5	3				
合 計			30	15			
解除総合計			30	15			

6-3 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

単位 面積：ha

種 類	指定施業要件の整備区分				
	伐採の方法 の変更面積	皆伐面積の 変更面積	択伐率の 変更面積	間伐率の 変更面積	植栽の変更面積
水源涵養	—	—	2,619	2,619	2,619
災害防備	—	—	9,856	9,856	9,856
保健・風致の保存等	—	—	281	281	281

別表7 実施すべき治山事業の数量

森林の所在		治山事業施行地区数		主 な 工 種	単位 地区
市 町	旧名称		前半5ヵ年の 計画地区数		備 考
今治市	今治市		40	1	溪間工・山腹工・森林整備
	朝倉村	6		溪間工・山腹工・森林整備	
	玉川町	3		溪間工・山腹工・森林整備	
	菊間町	2		溪間工・山腹工・森林整備	
	波方町	1		溪間工・山腹工・森林整備	
	宮窪町	1		溪間工・山腹工・森林整備	
	伯方町	2		溪間工・山腹工・森林整備	
	大三島町	0		溪間工・山腹工・森林整備	
	上浦町	6		溪間工・山腹工・森林整備	
	吉海町	2		溪間工・山腹工・森林整備	
小 計			24		
上島町	岩城村	4	1	溪間工・山腹工・森林整備	
	生名村		1	溪間工・山腹工・森林整備	
小 計			2		
松山市	松山市	32	5	溪間工・山腹工・森林整備	
	北条市		4	溪間工・山腹工・森林整備	
	中島町		8	溪間工・山腹工	
小 計			17		
伊予市	伊予市	15	1	溪間工・山腹工	
	中山町		4	山腹工	
	双海町		9	溪間工・山腹工	
小 計			14		
東温市	重信町	18	4	溪間工・山腹工・森林整備	
	川内町		4	溪間工・山腹工・森林整備	
小 計			8		
砥部町	砥部町	9	2	溪間工・山腹工・森林整備	
	広田村		2	溪間工・山腹工・森林整備	
小 計			4		
合 計		118	69		

南予地域森林計画書

(令和5年12月変更)

(南予森林計画区)

計画期間 自 令和 4年4月 1日
至 令和14年3月31日

第1 計画の対象とする森林の区域

計画の対象とする森林の面積は次表のとおりである。また、その区域については、森林計画図において表示する区域内の民有林とする。森林計画図の閲覧できる場所は目次の最後に記載している。

この計画の対象森林は、森林法第10条の2第1項の「開発行為の許可」、同法第10条の7の2第1項の「森林の土地の所有者となった旨の届出」、及び同法第10条の8第1項の「伐採及び伐採後の造林の届出」の対象となる。(ただし、「開発行為の許可」については保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。「伐採及び伐採後の造林の届出」については保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。)

単位 面積：ha

区 分		面 積	備 考
総 数		68,216	
市 町 別 内 訳	宇和島市	27,690	
	松野町	6,459	
	鬼北町	18,838	
	愛南町	15,230	

注 原数を四捨五入したものを計上している。

第6 計画量等

- 1 間伐立木材積その他の伐採立木材積
別表2のとおりとする。
- 2 間伐面積
別表3のとおりとする。
- 3 人工造林及び天然更新別の造林面積
別表4のとおりとする。
- 4 林道の開設及び拡張に関する計画
別表5のとおりとする。
- 5 保安林の整備及び治山事業に関する計画
 - (1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等
別表6のとおりとする。
 - (3) 実施すべき治山事業の数量
別表7のとおりとする。

別表2 間伐立木材積その他の伐採立木材積
本計画の計画期間（令和4年度～令和13年度）の伐採立木材積は、次のとおりである。

単位 材積：1,000m³

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
総 数	2,620	2,280	340	900	560	340	1,720	1,720	—
うち 前半5年分	1,360	1,205	155	410	255	155	950	950	—

注 原数を四捨五入したものを計上。従って集計値が一致しないものもある。

別表3 間伐面積

単位 面積：h a

区 分	間 伐 面 積
総 数	14,813
うち前半5年分	8,182

注 間伐面積は間伐材積を、116.1m³/ha[※]で換算した値である。
※スギ、ヒノキの4～12齢級における面積当たり蓄積の3割

別表4 人工造林及び天然更新別の造林面積

本計画の計画期間の造林面積は、伐採量（主伐）の動向、過去の造林実績等を勘案して次のとおりである。

単位 面積：h a

区 分	人 工 造 林	天 然 更 新
総 数	3,100	900
うち前半5年分	1,400	400

注 原数を四捨五入したものを計上。従って集計値が一致しないものもある。

別表5 林道の開設及び拡張に関する計画

本計画の計画期間の開設延長、改良箇所等は次のとおりである。

ア 計画区開設延長等

単位 延長：k m

区 分	開 設	拡 張	
		舗 装	改 良 (箇所数)
総 数	25.2	27.4	16

イ 市別開設延長・改良箇所数等

単位 延長：k m

区 分	開 設	拡 張	
		舗 装	改 良 (箇所数)
市町別内訳	宇 和 島 市	7.7	—
	松 野 町	2.6	4.6
	鬼 北 町	14.7	20.6
	愛 南 町	0.2	2.3
総 数	25.2	27.4	16

ウ 路線別開設延長・改良箇所数等

単位 延長:m, 面積:ha

開設/ 拡張	種 類	区 分	位 置	路線名	延 長 及 び 箇所数	利用区域 面積	うち 前半5年分	備 考
開設 (新設)	自動車道	林道	宇和島市	黒井地支	1,153	126	○	
〃	〃	林業専用道	〃	御槇1-1	1,000	133	○	
〃	〃	〃	〃	御槇1-2	3,000	140	○	
〃	〃	〃	〃	御槇1-3	2,500	205	○	
			小計	4 路線	7,653			
開設 (新設)	自動車道	林道	松野町	延野々遊鶴羽	550	148	○	
〃	〃	〃	〃	豊岡宮川	2,000	107	○	
			小計	2 路線	2,550			
開設 (新設)	自動車道	林道	鬼北町	日向谷節安	1,000	140	○	
〃	〃	〃	〃	大村犬飼	9,000	1,012	○	
〃	〃	指定林道	〃	広見日吉	2,200	781	○	
〃	〃	林業専用道	〃	中野川市の又	2,000	93		
〃	〃	林道	〃	高瀬延川	500	30		
			小計	5 路線	14,700			
開 設 南予地方局森林林業課管内 計				11 路線	24,903			
開設 (新設)	自動車道	林業専用道	愛南町	太田八人組	209	9	○	
			小計	1 路線	209			
開 設 愛南森林林業振興班管内 計				1 路線	209			
開 設 計画区 計				12 路線	25,112			

単位 延長:m, 面積:ha

開設/ 拡張	種 類	区分	位 置	路線名	延 長 及 び 箇所数	利用区域 面積	うち 前半5年分	備 考
拡張	舗装	林道	松野町	豊岡後	600		○	
〃	〃	〃	〃	延野々遊鶴羽	1,000		○	
〃	〃	〃	〃	豊岡宮川	3,000		○	
			小計	3 路線	4,600			
拡張	舗装	林道	鬼北町	広見日吉	10,000		○	
〃	〃	〃	〃	日向谷節安	1,000		○	
〃	〃	〃	〃	久保川	3,300			
〃	〃	〃	〃	中野川市の又	1,600		○	
〃	〃	〃	〃	ウシノネヤ	3,900		○	新規
〃	〃	〃	〃	東津野城川	770		○	
			小計	6 路線	20,570			
拡張 (舗装) 南予地方局森林林業課管内 計				9 路線	25,170			
拡張	舗装	林道	愛南町	松尾光野	2,250		○	
			小計	1 路線	2,250			
拡張 (舗装) 愛南森林林業振興班管内 計				1 路線	2,250			
拡張 (舗装) 計画区 計				10 路線	27,420			

単位 延長:m, 面積:ha

開設/ 拡張	種類	区分	位置	路線名	延長 及び 箇所数	利用区域 面積	うち 前半5年分	備考
拡張	改良	林道	鬼北町	ウシノネヤ	1		○	
〃	〃	〃	〃	久保川	1		○	
〃	〃	〃	〃	大村	5			
〃	〃	〃	〃	藤川	5			
〃	〃	〃	〃	二子松	1		○	
〃	〃	〃	〃	東津野城川	2			
〃	〃	〃	〃	延川	1		○	
			小計	7 路線	16			
拡張 (改良) 南予地方局森林林業課管内 計				7 路線	16			
拡張 (改良) 計画区 計				7 路線	16			

別表6 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

6-1 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面積		備考
		うち 前半5年分	
総数	18,711	18,354	
水源涵養のための保安林	14,179	14,050	
災害防備のための保安林	3,757	3,520	
保健・風致の保存等のための保安林	826	839	

注1 総数は、計画期末の保安林の実面積である。

2 水源涵養のための保安林とは、森林法第25条第1項第1号の保安林の面積である。

3 災害防備のための保安林とは、森林法第25条第1項第2号から第7号までの保安林の延面積である。

4 保健・風致の保存等のための保安林とは、森林法第25条第1項第8号から第11号までの保安林の延面積である。

6-2 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等
単位 面積：ha

指定／ 解除	種類	森林の所在		面積		指定又は解除を 必要とする理由	備考
		市町	林班		うち 前半5年分		
指 定	水源涵養	宇和島市	001～128	50	25	水源かん養	
			201～223	50	25	水源かん養	
			301～374	50	25	水源かん養	
			401～691	50	25	水源かん養	
			小計	200	100		
		鬼北町	001～222	45	25	水源かん養	
			301～462	45	25	水源かん養	
			小計	90	50		
		松野町	001～163	45	20	水源かん養	
			小計	45	20		
		愛南町	001～030	45	20	水源かん養	
			101～168	45	20	水源かん養	
			201～284	45	20	水源かん養	
			301～391	45	25	水源かん養	
			401～430	45	20	水源かん養	
	小計	225	105				
	合計		560	275			
	災 害 防 備	宇和島市	001～128	50	25	土砂流出防備	
			201～223	50	25	土砂流出防備	
			301～374	50	25	土砂流出防備	
			401～691	50	25	土砂流出防備	
			小計	200	100		
		鬼北町	001～222	40	20	土砂流出防備	
			301～462	40	20	土砂流出防備	
			小計	80	40		
		松野町	001～163	45	20	土砂流出防備	
小計			45	20			
愛南町		001～030	45	20	土砂流出防備		
		101～168	45	20	土砂流出防備		
		201～284	45	20	土砂流出防備		
		301～391	45	20	土砂流出防備		
		401～430	45	20	土砂流出防備		
小計	225	100					
合計		550	260				

単位 面積：ha

指定／解除	種類	森林の所在		面積		指定又は解除を必要とする理由	備考
		市町	林班		うち 前半5年分		
指定	保健・風致の保存等	宇和島市	001～691	16	7	公衆の保健	
			小計	16	7		
		鬼北町	001～462	16	7	公衆の保健	
			小計	16	7		
		松野町	001～163	16	7	公衆の保健	
			小計	16	7		
		愛南町	001～430	16	7	公衆の保健	
小計	16		7				
合計		64	28				
指定総合計		1,174	563				
解除	水源涵養等	宇和島市	001～691	8	5	指定理由の消滅、公益上の理由	
			小計	8	5		
		鬼北町	001～462	8	4	指定理由の消滅、公益上の理由	
			小計	8	4		
		松野町	001～163	8	4	指定理由の消滅、公益上の理由	
			小計	8	4		
		愛南町	001～430	8	4	指定理由の消滅、公益上の理由	
小計	8		4				
合計		32	17				
解除総合計		32	17				

6-3 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

単位 面積：ha

種類	指定施業要件の整備区分				
	伐採の方法 の変更面積	皆伐面積の 変更面積	択伐率の 変更面積	間伐率の 変更面積	植栽の変更面積
水源涵養	—	—	6,452	6,452	6,452
災害防備	—	—	1,721	1,721	1,721
保健・風致の保存等	—	—	134	134	134

別表7 実施すべき治山事業の数量

森林の所在		治山事業施行地区数		主 な 工 種	単 位	地 区
市 町	旧名称		前半5ヵ年の 計画地区数			備 考
宇和島市	宇和島市	28	1	溪間工・山腹工		
	吉田町		5	溪間工・山腹工		
	三間町		6	溪間工・山腹工		
	津島町		3	溪間工・山腹工・森林整備		
小 計			15			
鬼北町	広見町	22	6	溪間工・山腹工・森林整備		
	日吉村		5	溪間工・山腹工・森林整備		
小 計			11			
松野町	松野町	6	3	溪間工・山腹工・森林整備		
小 計			3			
愛南町	内海村	25	2	溪間工		
	御荘町		3	溪間工・森林整備		
	城辺町		5	溪間工・森林整備		
	一本松町		2	溪間工・森林整備		
	西海町		1	溪間工・森林整備		
小 計			13			
合 計		81	42			

肱川流域域森林計画書

(令和5年12月変更)

(肱川流域森林計画区)

計画期間 自 令和 5年4月 1日
至 令和15年3月31日

第1 計画の対象とする森林の区域

計画の対象とする森林の面積は次表のとおりである。また、その区域については、森林計画図において表示する区域内の民有林とする。森林計画図の閲覧できる場所は目次の最後に記載している。

この計画の対象森林は、森林法第10条の2第1項の「開発行為の許可」、同法第10条の7の2第1項の「森林の土地の所有者となった旨の届出」、及び同法第10条の8第1項の「伐採及び伐採後の造林の届出」の対象となる。(ただし、「開発行為の許可」については保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。「伐採及び伐採後の造林の届出」については保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。)

単位 面積：ha

区 分		面 積	備 考
総 数		99,376	
市 町 別 内 訳	大 洲 市	31,360	
	内 子 町	18,886	
	八 幡 浜 市	7,093	
	伊 方 町	4,719	
	西 予 市	37,318	

注 原数を四捨五入したものを計上している。

第6 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

別表2のとおりとする。

2 間伐面積

別表3のとおりとする。

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

別表4のとおりとする。

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

別表6のとおりとする。

(3) 実施すべき治山事業の数量

別表7のとおりとする。

別表2 間伐立木材積その他の伐採立木材積
本計画の計画期間（令和5年度～令和14年度）の伐採立木材積は、次のとおりである。

単位 材積：1,000m³

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
総 数	3,960	3,603	357	1,160	803	357	2,800	2,800	—
うち 前半5年分	2,160	1,994	166	540	374	166	1,620	1,620	—

注 原数を四捨五入したものを計上。従って集計値が一致しないものもある。

別表3 間伐面積

単位 面積：h a

区 分	間 伐 面 積
総 数	24,115
うち前半5年分	13,952

注 間伐面積は間伐材積を、116.1m³/ha[※]で換算した値である。
※スギ、ヒノキの4～12齢級における面積当たり蓄積の3割

別表4 人工造林及び天然更新別の造林面積

本計画の計画期間の造林面積は、伐採量（主伐）の動向、過去の造林実績等を勘案して次のとおりである。

単位 面積：h a

区 分	人 工 造 林	天 然 更 新
総 数	3,700	1,900
うち前半5年分	1,700	900

注 原数を四捨五入したものを計上。従って集計値が一致しないものもある。

別表6 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

6-1 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面積		備考
		うち 前半5年分	
総数	18,951	18,664	
水源涵養のための保安林	13,808	13,568	
災害防備のための保安林	4,626	4,483	
保健・風致の保存等のための保安林	762	754	

注1 総数は、計画期末の保安林の実面積である。

2 水源涵養のための保安林とは、森林法第25条第1項第1号の保安林の面積である。

3 災害防備のための保安林とは、森林法第25条第1項第2号から第7号までの保安林の延面積である。

4 保健・風致の保存等のための保安林とは、森林法第25条第1項第8号から第11号までの保安林の延面積である。

6-2 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積：ha

指定／解除	種類	森林の所在		面積		指定又は解除を必要とする理由	備考	
		市町村	林班		うち 前半5年分			
指定	水源涵養	大洲市	001～358	20	15	水源かん養		
			401～505	20	10	水源かん養		
			601～693	20	10	水源かん養		
			701～797	20	10	水源かん養		
			小計	80	45			
		内子町	001～157	20	10	水源かん養		
			201～257	20	10	水源かん養		
			301～443	20	10	水源かん養		
			小計	60	30			
		八幡浜市	001～117	20	10	水源かん養		
			201～248	20	10	水源かん養		
			小計	40	20			
		伊方町	001～036	20	10	水源かん養		
			101～151	20	10	水源かん養		
			201～252	20	10	水源かん養		
			小計	60	30			
		西予市	801～854	20	10	水源かん養		
			001～029	20	10	水源かん養		
			101～275	20	10	水源かん養		
			301～556	20	10	水源かん養		
			601～782	20	10	水源かん養		
		小計	100	50				
		合計		340	175			
		災害防備	大洲市	001～358	15	10	土砂流出防備	
				401～505	15	5	土砂流出防備	
				601～693	10	5	土砂流出防備	
				701～797	10	5	土砂流出防備	
小計	50			25				
内子町	001～157		10	5	土砂流出防備			
	201～257		10	5	土砂流出防備			
	301～443		10	5	土砂流出防備			
	小計		30	15				
八幡浜市	001～117		10	5	土砂流出防備			
	201～248		10	5	土砂流出防備			
	小計		20	10				

単位 面積：ha

指定／ 解除	種類	森林の所在		面積		指定又は解除を 必要とする理由	備考
		市町村	林班		うち 前半5年分		
指 定	災害防備	伊方町	001～036	10	5	土砂流出防備	
			101～151	10	5	土砂流出防備	
			201～252	10	5	土砂流出防備	
			小 計	30	15		
		西予市	801～854	10	5	土砂流出防備	
			001～029	10	5	土砂流出防備	
			101～275	10	5	土砂流出防備	
			301～556	10	5	土砂流出防備	
		601～782	10	5	土砂流出防備		
		小 計	50	25			
	合 計		180	90			
	保健・ 風致の 保存等	大洲市	001～358	3	2	公衆の保健	
			401～505	3	2	公衆の保健	
			601～693	3	2	公衆の保健	
			701～797	3	2	公衆の保健	
			小 計	12	8		
		内子町	001～157	3	2	公衆の保健	
			201～257	3	2	公衆の保健	
			301～443	3	2	公衆の保健	
			小 計	9	6		
		八幡浜市	001～117	3	2	公衆の保健	
			201～248	3	2	公衆の保健	
			小 計	6	4		
		伊方町	001～036	2	1	公衆の保健	
			101～151	2	1	公衆の保健	
			201～252	3	1	公衆の保健	
			小 計	7	3		
		西予市	801～854	3	2	公衆の保健	
			001～029	3	2	公衆の保健	
			101～275	3	2	公衆の保健	
			301～556	3	2	公衆の保健	
601～782	3		2	公衆の保健			
小 計	15	10					
合 計		49	31				
指定総合計		569	296				
解 除	水源涵養等	大洲市	001～797	5	3	指定理由の消滅	
			小 計	5	3		
		内子町	001～443	5	3	指定理由の消滅	
			小 計	5	3		
		八幡浜市	001～248	5	3	指定理由の消滅	
			小 計	5	3		
		伊方町	001～252	5	3	指定理由の消滅	
			小 計	5	3		
		西予市	001～854	5	3	指定理由の消滅	
			小 計	5	3		
合 計		25	15				
解除総合計		25	15				

6-3 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

単位 面積：ha

種 類	指定施業要件の整備区分				
	伐採の方法 の変更面積	皆伐面積の 変更面積	択伐率の 変更面積	間伐率の 変更面積	植栽の変更面積
水源涵養	—	—	7,760	7,760	7,760
災害防備	—	—	831	831	831
保健・風致の保存等	—	—	583	583	583

別表7 実施すべき治山事業の数量

森林の所在		治山事業施行地区数		主 な 工 種	備 考
市 町	旧名称		前半5カ年の 計画地区数		
大洲市	大洲市	24	6	溪間工・山腹工・森林整備	
	長浜町		1	溪間工・山腹工・森林整備	
	肱川町		4	溪間工・山腹工・森林整備・ 地すべり防止工	
	河辺村		2	溪間工・山腹工・森林整備	
小 計			13		
内子町	内子町	20	4	溪間工・山腹工・森林整備	
	五十崎町		1	溪間工・山腹工	
	小田町		7	溪間工・山腹工	
小 計			12		
八幡浜市	八幡浜市	4	2	山腹工・森林整備	
	保内町		0	森林整備	
小 計			2		
伊方町	伊方町	2	1	山腹工	
小 計			1		
西予市	三瓶町	54	1	溪間工・森林整備	
	宇和町		9	溪間工・山腹工・森林整備	
	野村町		8	溪間工・山腹工・森林整備	
	城川町		12	溪間工・山腹工・森林整備	
	明浜町		1	森林整備	
小 計			31		
合 計		104	59		

単位 地区